

本書は、2023年 月 日「紹介業務に関する個別契約書」の第2条に記載の紹介料の計算方法に関する解釈を下記の通り定めたものとさせていただきます。

第1条 紹介料の発生

1. 紹介料は、当該計算末日における累計損益額が、前計算末日までの累計損益額の最大値を、上回っていた場合に限り発生するものとする。
2. 紹介料は、日本円で支払うものとする。

第2条 計算基準額の計算式

1. 紹介料を算出するにあたり、計算基準額を計算するものとし、下記の計算式に基づき算出された金額を計算基準額という。

$$\text{計算基準額} = \text{当該計算末日の累計損益額} - \text{前計算末日までの累計損益額の最大値}$$
2. 計算基準額の計算にあたり、前計算末日までの累計損益額の最大値が損失(マイナス)の場合は、前計算末日までの累計損益額の最大値を0(ゼロ)に置き換えて計算する。

第3条 紹介料の計算式

紹介料は、下記に記載の計算式に基づき算出された金額とする。

$$\text{紹介料} = \text{計算基準額} \times 5\%$$

第4条 運用資金元金の追加入金および一部出金に関する取扱い

運用資金の追加入金および一部出金については、4営業日前までとします。

●下表アには、紹介料の計算方法に関する例を記載しております。

表アにおける前提条件: ①運用開始時期: 4月1日 ②初月の運用資金元金: 5,000万円

計算期間中に生じた取引利益金または取引損失金が運用資金元金に加算もしくは減算され、翌月の運用資金元金となります。
 ※下表アには、紹介料を計算する上での様々な具体例を挙げるために意図的に損失を表示させております。

表ア 運用利回りを、各月の運用資金元金に対して月2%~12%と想定した例でございます。(単位:万円)

計算期間	運用資金元金	取引利益金 取引損失金	運用資金残高	単月損益額	(A) 累計損益額	(B) 前月までの 累計損益額 最大値	紹介料 (計算基準額×5%)		
							発生の有無	計算基準額 (A)-(B)	紹介料
4月	5,000	▲100	4,900	▲100	▲100	0			0
5月	4,900	500	5,400	500	400	0	発生1	400	20
6月	5,400	600	6,000	600	1,000	400	発生2	600	30
7月	6,000	700	6,700	700	1,700	1,000	発生3	700	35
8月	6,700	▲100	6,600	▲100	1,600	1,700			0
9月	6,600	700	7,300	700	2,300	1,700	発生4	600	30
10月	7,300	▲100	7,200	▲100	2,200	2,300			0
11月	7,200	100	7,300	100	2,300	2,300			0
12月	7,300	800	8,100	800	3,100	2,300	発生5	800	40
1月	8,100	900	9,000	900	4,000	3,100	発生6	900	45
2月	9,000	900	9,900	900	4,900	4,000	発生7	900	45
3月	9,900	1,000	10,900	1,000	5,900	4,900	発生8	1,000	50
合計		5,900		5,900				5,900	295

【 紹介料の計算方法の解釈 】

損失補完保証会社と業務提携

※下記の注釈表には「表ア」における紹介料が発生する場合の例を2つ記載しております。

紹介料が発生する場合

例 1 : 計算期間: 6月1日～6末日 紹介料率: 5%

初回運用開始時の運用資金元金(4月1日) :	5,000万円
運用資金元金(6月1日) :	5,400万円
取引利益金 :	600万円
計算末日の運用資金残高(6月末日) :	6,000万円
(A)当該計算末日の累計損益額(6月末日) :	1,000万円
(B)前月までの累計損益額最大値:	400万円
計算基準額 計算基準額が正の金額	600万円
(A)当該計算末日の累計損益額 1,000万円 - (B)前月までの累計損益額最大値 400万円	
紹介料:	計算基準額 600万円に対する5% 30万円

例 2 : 計算期間: 9月1日～9末日 紹介料率: 5%

初回運用開始時の運用資金元金(4月1日) :	5,000万円
運用資金元金(9月1日) :	6,600万円
取引利益金 :	700万円
計算末日の運用資金残高(9月末日) :	7,300万円
(A)当該計算末日の累計損益額(9月末日) :	2,300万円
(B)前月までの累計損益額最大値:	1,700万円
計算基準額 計算基準額が正の金額	600万円
(A)当該計算末日の累計損益額 2,300万円 - (B)前月までの累計損益額最大値 1,700万円	
紹介料:	計算基準額 600万円に対する5% 30万円

紹介料率:5%

No.2

※下記の注釈表には「表ア」における紹介料が発生しない場合の例を2つ記載しております。

紹介料が発生しない場合

例 3 : 計算期間: 8月1日～8末日

初回運用開始時の運用資金元金(4月1日) :	5,000万円
運用資金元金(8月1日) :	6,700万円
取引損失金 :	▲100万円
計算末日の運用資金残高(8月末日) :	6,600万円
(A)当該計算末日の累計損益額(8月末日) :	1,600万円
(B)前月までの累計損益額最大値:	1,700万円
計算基準額 計算基準額が負の金額	0円
(A)当該計算末日の累計損益額 1,600万円 - (B)前月までの累計損益額最大値 1,700万円	
紹介料:	発生しない 0円

例 4 : 計算期間: 11月1日～11末日

初回運用開始時の運用資金元金(4月1日) :	5,000万円
運用資金元金(11月1日) :	7,200万円
取引利益金 :	100万円
計算末日の運用資金残高(11月末日) :	7,300万円
(A)当該計算末日の累計損益額(11月末日) :	2,300万円
(B)前月までの累計損益額最大値:	2,300万円
計算基準額 計算基準額が負の金額	0円
(A)当該計算末日の累計損益額 2,300万円 - (B)前月までの累計損益額最大値 2,300万円	
紹介料:	発生しない 0円